

優良木質建材等認証 規程類の改正について

優良木質建材等認証（AQ）では、令和6年2月7日付で規程類を改正いたしました。

1. 改正した規程類

- (1) 優良木質建材等品質性能評価基準
- (2) 優良木質建材等認証手数料規程

2. 主な改正内容

- (1) 認証対象品目「A-1 高耐久性機械プレカット部材」の指定薬剤を一部削除し、プレカット加工後にAQ認証工場又はJAS認証工場で防腐・防蟻処理を行う製品の防腐・防蟻処理性能の確認方法を変更した。
※ 改正した基準は改正日以降に認証する製品に適用する。
- (2) 認証手数料のうち新規手数料及び更新手数料に含まれる審査、認証に関する費用を値上げするとともに、新規手数料及び更新手数料にサーベイランスに関する費用を含めないこととした。

(担当：認証部 佐野)

優良木質建材等品質性能評価基準 改正案新旧対照表(下線部分は改正部分)

変更後				変更前			
A-1 高耐久性機械プレカット部材				A-1 高耐久性機械プレカット部材			
<p>1. 対象となる建材の範囲</p> <p>木造建築物の木造構造部分に係る構造耐力上主要な部分(建築基準法施行令(昭和25年政令第338号)第1条第3号に規定する構造耐力上主要な部分をいう。)に使用する構造軸材製品(乾燥処理製材、集成材、単板積層材)で、継手又は仕口に機械プレカット加工が施され、土台、すみ柱及び最下階の外壁の柱に別途指定する薬剤で防腐・防蟻処理を施しているもの。</p> <ul style="list-style-type: none"> ・プレカット加工後に加圧処理法により防腐・防蟻処理を施したもの。 ・全断面に薬剤がほぼ均等に分布しているとみなされる基材(防腐・防蟻処理AQマーク品の集成材又は単板積層材等)にプレカット加工を施したもの。 ・プレカット加工には金物工法用を含む。 				<p>1. 対象となる建材の範囲</p> <p>木造建築物の木造構造部分に係る構造耐力上主要な部分(建築基準法施行令(昭和25年政令第338号)第1条第3号に規定する構造耐力上主要な部分をいう。)に使用する構造軸材製品(乾燥処理製材、集成材、単板積層材)で、継手又は仕口に機械プレカット加工が施され、土台、すみ柱及び最下階の外壁の柱に別途指定する薬剤で防腐・防蟻処理を施しているもの。</p> <ul style="list-style-type: none"> ・プレカット加工後に<u>薬剤</u>を加圧処理法により防腐・防蟻処理を施したもの。 ・全断面に薬剤がほぼ均等に分布しているとみなされる基材(防腐・防蟻処理AQマーク品の集成材又は単板積層材等)にプレカット加工を施したもの。 ・プレカット加工には金物工法用を含む。 			
指定薬剤				指定薬剤			
種類	有効成分	AQ表示	保存協会認定番号	種類	有効成分	AQ表示	保存協会認定番号
第四級アンモニウム化合物系	DDAC	AAC-1	A-5056	第四級アンモニウム化合物系	DDAC	AAC-1	A-5056
			A-5216				A-5216
	<削除>		A-5226				
	DMPAP	AAC-2	A-5373		DMPAP	AAC-2	A-5373
銅・第四級アンモニウム化合物系	酸化第二銅、BKC	ACQ	A-5099	銅・第四級アンモニウム化合物系	酸化第二銅、BKC	ACQ	A-5099
銅・アゾール化合物系	酸化第二銅、ほう酸、テブコナゾール	CUAZ-1	A-5233	銅・アゾール化合物系	酸化第二銅、ほう酸、テブコナゾール	CUAZ-1	A-5233
	酸化第二銅、シプロコナゾール	CUAZ-2	A-5324		酸化第二銅、シプロコナゾール	CUAZ-2	A-5324
	酸化第二銅、シプロコナゾール	CUAZ-3	A-5339		酸化第二銅、シプロコナゾール	CUAZ-3	A-5339
ほう素・第四級アンモニウム化合物系	DDAC、ほう酸	BAAC	A-5265	ほう素・第四級アンモニウム化合物系	DDAC、ほう酸	BAAC	A-5265
第四級アンモニウム・非エステルピレスロイド化合物系	DMPAP、シラフルオフェン	SAAC	A-5369	第四級アンモニウム・非エステルピレスロイド化合物系	DMPAP、シラフルオフェン	SAAC	A-5369
アゾール・第四級アンモニウム・非エステルピレスロイド化合物系	DMPAP、エトフェンプロックス、シプロコナゾール	AZAAC	A-5372	アゾール・第四級アンモニウム・非エステルピレスロイド化合物系	DMPAP、エトフェンプロックス、シプロコナゾール	AZAAC	A-5372

アゾール・第四級アンモニウム・ネオニコチノイド化合物系	DDAC、テブコナゾール、イダクロプリド	AZNA	A-5325
アゾール・非エステルピレスロイド化合物系	F-69、エトフェンプロックス	AZE-2	A-5421
第四級アンモニウム・有機ヨード・アゾール・ネオニコチノイド化合物系	DMPAP、IPBC、シプロコナゾール、イダクロプリド	AICI	A-5458
<削除>	<削除>	<削除>	<削除>
	<削除>	<削除>	<削除>
	<削除>	<削除>	<削除>
ナフテン酸金属塩系	ナフテン酸亜鉛	NZN-O	B-5002
アゾール・ネオニコチノイド化合物系	シプロコナゾール、イダクロプリド	AZN	A-5344 A-5464
アゾール・ピレスロイド化合物系	ヘキサコナゾール、ピフェントリン	AZBI	A-5426
<削除>	<削除>	<削除>	
<削除>	<削除>	<削除>	<削除>

注:使用する薬剤は、公益社団法人日本木材保存協会の認定薬剤等に限る。

2. 対象となる建材を製造するために必要な技術者
- ① 選別技術者(2名以上)
 - ② 建築士(1名以上)
 - ③ 木材乾燥士又は針葉樹製材乾燥技術者研修修了者(合格者)(1名以上)
 - ④ 木材保存士(1名以上)ただし、防腐・防蟻処理を委託で行う場合は除く。

3. 試験・検査項目

試験項目	性能区分
1 防腐・防蟻処理試験 (ただし、別に定める方法により防腐・防蟻処理試験の判定基準を満たすことを確認できる場合は試験を省略できる。)	2種及び3種
検査項目	性能区分
1 加工部材(加工部を除く)の欠点測定	
2 加工部の欠点測定	
3 加工部の加工精度測定	

アゾール・第四級アンモニウム・ネオニコチノイド化合物系	DDAC、テブコナゾール、イダクロプリド	AZNA	A-5325
アゾール・非エステルピレスロイド化合物系	F-69、エトフェンプロックス	AZE-2	A-5421
第四級アンモニウム・有機ヨード・アゾール・ネオニコチノイド化合物系	DMPAP、IPBC、シプロコナゾール、イダクロプリド	AICI	A-5458
脂肪酸金属塩系	ナフテン酸銅	ナフテン酸銅	NCU-E A-5054
	ナフテン酸亜鉛	ナフテン酸亜鉛	NZN-E A-5055 A-5217
	バーサチック酸亜鉛	バーサチック酸亜鉛、ペルメリン	VZN-E A-5223
ナフテン酸金属塩系	ナフテン酸亜鉛	NZN-O	B-5002
アゾール・ネオニコチノイド化合物系	シプロコナゾール、イダクロプリド	AZN	A-5344 A-5464
アゾール・ピレスロイド化合物系	ヘキサコナゾール、ピフェントリン	AZBI	A-5426
プロペタンホス・アゾール化合物系	シプロコナゾール、プロペタンホス	AZP	
リグニン・銅・ほう素化合物系	酸化第二銅、ほう酸	LCB	A-5323

注:使用する薬剤は、公益社団法人日本木材保存協会の認定薬剤等に限る。

2. 対象となる建材を製造するために必要な技術者
- ① 選別技術者(2名以上)
 - ② 建築士(1名以上)
 - ③ 木材乾燥士又は針葉樹製材乾燥技術者研修修了者(合格者)(1名以上)
 - ④ 木材保存士(1名以上)ただし、防腐・防蟻処理を委託で行う場合は除く。

3. 試験・検査項目

試験項目	性能区分
1 防腐・防蟻処理試験 (防腐・防蟻処理AQマーク品の集成材又は単板積層材を使用する場合はAQマークで確認)	2種及び3種
検査項目	性能区分
1 加工部材(加工部を除く)の欠点測定	
2 加工部の欠点測定	
3 加工部の加工精度測定	

4 加工部の位置測定	
5 含水率測定	

4. 試験・検査の方法及び判定基準

試験項目	防腐・防蟻処理試験
試料の抽出	薬剤の種類ごとに、土台及びその他主要部材 1 種類について 2 本抽出する。(切断法による。)
試験片の作製	各試料材の長さの中央付近から、試料材の厚さ及び幅が同寸法で5mm以上の長さの試験片を1個作製する。
試験方法	別に定める防腐・防蟻試験の試験方法による。
判定基準	浸潤度:別に定める基準による。(別表1) 吸収量:別に定める基準による。(別表2)
備考	1. 土台、その他所定の部材に適用する。 2. 次の(1)又は(2)により防腐・防蟻処理試験の判定基準を満たすことを確認できる場合は、防腐・防蟻処理試験を省略できる。 (1) AQ認証の防腐・防蟻処理構造用集成材、防腐・防蟻処理構造用集成材-2又は防腐・防蟻処理構造用単板積層材を用いる場合は、製品のAQ表示により性能区分を確認する。 (2) 防腐・防蟻処理をプレカット加工後にAQ認証工場又はJAS認証工場で行う場合は、AQ認証又はJAS認証に係る防腐・防蟻処理試験の成績書により判定基準を満たすことを確認する(ただし、プレカット製品の仕様と防腐・防蟻処理を行う工場の認証製品の仕様が一致する場合に限る。)

別表1 防腐・防蟻薬剤の浸潤度判定基準

	樹種区分	浸潤度
2種	全ての樹種	辺材部分の浸潤度が 80%以上、かつ、材面から深さ10mm までの心材部分の浸潤度が80%以上
3種	耐久性 D ₁ の樹種	辺材部分の浸潤度が 80%以上、かつ、材面から深さ10mm までの心材部分の浸潤度が20%以上
	耐久性 D ₂	辺材部分の浸潤度が 80%以上、かつ、材面から深さ

4 加工部の位置測定	
5 含水率測定	

4. 試験・検査の方法及び判定基準

試験項目	防腐・防蟻処理試験
試験片の作製	1. 試料の数 薬剤の種類ごとに、土台及びその他主要部材 1 種類について 2 本抽出する。(切断法による。)
	2. 試料の採取 各試料材の長さの中央付近から、試料材の厚さ及び幅が同寸法で5mm以上の長さの試験片を1個作製する。
試験方法	別に定める防腐・防蟻試験の試験方法による。
判定基準	浸潤度:別に定める基準による。(別表1) 吸収量:別に定める基準による。(別表2)
備考	1. 土台、その他所定の部材に適用する。 2. 防腐・防蟻処理構造用集成材、同-2又は防腐・防蟻処理構造用単板積層材を用いる場合には、それぞれAQマークにより確認する。

別表1 防腐・防蟻薬剤の浸潤度判定基準

	樹種区分	浸潤度
2種	全ての樹種	辺材部分の浸潤度が 80%以上、かつ、材面から深さ10mm までの心材部分の浸潤度が80%以上
3種	耐久性 D ₁ の樹種	辺材部分の浸潤度が 80%以上、かつ、材面から深さ10mm までの心材部分の浸潤度が20%以上
	耐久性 D ₂	辺材部分の浸潤度が 80%以上、かつ、材面から深さ

の樹種	10mm までの心材部分の浸潤度が 80%以上
-----	-------------------------

心材の耐久性区分

心材の 耐久性区分	樹種	
	針葉樹	広葉樹
D ₁	ヒノキ、ヒバ、スギ、カラマツ、ベイヒ、ベイスギ、ベイヒバ、ベイマツ、ダフリカカラマツ及びサイプレスパイン	ケヤキ、クリ、クヌギ、ミズナラ、カプール、セランガンバツ、アピトン、ケンパス、ボンゴシ、イペ及びジャラ
D ₂	D ₁ の樹種以外のもの	

別表 防腐・防蟻処理試験の吸収量判定基準

種類	AQ表示	分析成分	吸収量(kg/m ³)	
			2種	3種
第四級アンモニウム化合物系	AAC-1	DDACとして	4.5 以上	2.3 以上
	AAC-2	DMPAPとして	4.5 以上	2.3 以上
銅・第四級アンモニウム化合物系	ACQ	酸化第二銅・BKCとして	2.6 以上	1.3 以上
銅・アゾール化合物系	CUAZ-1	酸化第二銅・ほう酸・テフコナゾールとして	2.6 以上	1.3 以上
	CUAZ-2	酸化第二銅・シプロコナゾールとして	1.0 以上	0.5 以上
	CUAZ-3	酸化第二銅・シプロコナゾールとして	1.0 以上	0.5 以上
ほう素・第四級アンモニウム化合物系	BAAC	DDAC・ほう酸として	3.2 以上	1.6 以上
第四級アンモニウム・非エステルピレスロイド化合物系	SAAC	DMPAP・シラフルオフェンとして	2.5 以上	1.3 以上
アゾール・第四級アンモニウム・非エステルピレスロイド化合物系	AZAAC	DMPAP・エトフェンプロックス・シプロコナゾールとして	2.5 以上	1.3 以上
アゾール・第四級アンモニウム・ネオニコチノイド化合物系	AZNA	DDAC・テフコナゾール・イミダクロプリトとして	2.4 以上	1.2 以上

の樹種	10mm までの心材部分の浸潤度が 80%以上
-----	-------------------------

心材の耐久性区分

心材の 耐久性区分	樹種	
	針葉樹	広葉樹
D ₁	ヒノキ、ヒバ、スギ、カラマツ、ベイヒ、ベイスギ、ベイヒバ、ベイマツ、ダフリカカラマツ及びサイプレスパイン	ケヤキ、クリ、クヌギ、ミズナラ、カプール、セランガンバツ、アピトン、ケンパス、ボンゴシ、イペ及びジャラ
D ₂	D ₁ の樹種以外のもの	

別表 防腐・防蟻処理試験の吸収量判定基準

種類	AQ表示	分析成分	吸収量(kg/m ³)	
			2種	3種
第四級アンモニウム化合物系	AAC-1	DDACとして	4.5 以上	2.3 以上
	AAC-2	DMPAPとして	4.5 以上	2.3 以上
銅・第四級アンモニウム化合物系	ACQ	酸化第二銅・BKCとして	2.6 以上	1.3 以上
銅・アゾール化合物系	CUAZ-1	酸化第二銅・ほう酸・テフコナゾールとして	2.6 以上	1.3 以上
	CUAZ-2	酸化第二銅・シプロコナゾールとして	1.0 以上	0.5 以上
	CUAZ-3	酸化第二銅・シプロコナゾールとして	1.0 以上	0.5 以上
ほう素・第四級アンモニウム化合物系	BAAC	DDAC・ほう酸として	3.2 以上	1.6 以上
第四級アンモニウム・非エステルピレスロイド化合物系	SAAC	DMPAP・シラフルオフェンとして	2.5 以上	1.3 以上
アゾール・第四級アンモニウム・非エステルピレスロイド化合物系	AZAAC	DMPAP・エトフェンプロックス・シプロコナゾールとして	2.5 以上	1.3 以上
アゾール・第四級アンモニウム・ネオニコチノイド化合物系	AZNA	DDAC・テフコナゾール・イミダクロプリトとして	2.4 以上	1.2 以上

アゾール・非エステル ピレスロイド化合物系	AZE-2	F-69として	0.12 以上	0.06 以上	アゾール・非エステル ピレスロイド化合物系	AZE-2	F-69として	0.12 以上	0.06 以上		
		エトフェンプロックスとして	0.06 以上	0.03 以上			エトフェンプロックスとして	0.06 以上	0.03 以上		
第四級アンモニウム・ 有機ヨード・アゾール・ ネオニコチノイド化合物系	AICI	DMPAPとして	1.14 以上	—	第四級アンモニウム・ 有機ヨード・アゾール・ ネオニコチノイド化合物系	AICI	DMPAPとして	1.14 以上	—		
		IPBCとして	0.08 以上	—			IPBCとして	0.08 以上	—		
		シプロコナゾールとして	0.05 以上	—			シプロコナゾールとして	0.05 以上	—		
		イミダクロプリドとして	0.02 以上	—			イミダクロプリドとして	0.02 以上	—		
		有効成分の合計として	1.3 以上	—			有効成分の合計として	1.3 以上	—		
<削除>	<削除>	<削除>	<削除>	<削除>	脂肪酸 金属塩系	ナフテン酸銅	NCU-E	銅として	1.0 以上	0.5 以上	
	<削除>	<削除>	<削除>	<削除>		ナフテン酸 亜鉛	NZN-E	亜鉛として	2.0 以上	1.0 以上	
	<削除>	<削除>	<削除>	<削除>		バーサチック 酸亜鉛	VZN-E	亜鉛・ペルメリンとして	2.6 以上	1.3 以上	
ナフテン 酸金属塩系	ナフテン酸 亜鉛	NZN-O	亜鉛として	1.6 以上	0.8 以上	ナフテン 酸金属塩系	ナフテン酸 亜鉛	NZN-O	亜鉛として	1.6 以上	0.8 以上
アゾール・ネオニコチノ イド化合物系	AZN	シプロコナゾール・イ ミダクロプリドとして	0.15 以上	0.08 以上	アゾール・ネオニコチノ イド化合物系	AZN	シプロコナゾール・イ ミダクロプリドとして	0.15 以上	0.08 以上		
アゾール・ピレスロイド 化合物系	AZBI	ヘキサコナゾールとし て	0.11 以上	0.09 以上	アゾール・ピレスロイド 化合物系	AZBI	ヘキサコナゾールとし て	0.11 以上	0.09 以上		
<削除>	<削除>	<削除>	<削除>	<削除>			<削除>	ビフェントリンとして	0.02 以上	0.01 以上	
<削除>	<削除>	<削除>	<削除>	<削除>	プロペタンホス・アゾー ル化合物系	AZP	シプロコナゾール・プロ ペタンホスとして	0.15 以上	—		
<削除>	<削除>	<削除>	<削除>	<削除>	リグニン・銅・ほう素化 合物系	LCB	酸化第二銅・ほう 酸として	3.0 以上	1.5 以上		
<以下略>					<以下略>						
(付則) 1 令和6年2月7日の時点で既に認証の申請を行った A-1 高耐久性機械プレ カット部材には前基準を適用する。											
改正 令和 6年 2月 7日 住木認発第 15号											

優良木質建材等認証手数料規程 改正案新旧対照表(下線部分は改正部分)

変更後	変更前																				
HW-AQ008- <u>2024</u>	HW-AQ008- <u>2023</u>																				
優良木質建材等認証手数料規程	優良木質建材等認証手数料規程																				
<p>1 趣旨</p> <p>この規程は、優良木質建材等認証規程(HW-AQ001)(以下「認証規程」という。)第21条の規定に基づき、優良木質建材の認証業務に係る手数料について、必要な事項を定めるものである。</p> <p>2 用語の定義</p> <p>この規程において、表-1の左欄に掲げる用語の定義は、それぞれ同表の右欄に掲げるとおりとする。</p> <p>表-1 用語の定義</p> <table border="1" style="width: 100%;"> <thead> <tr> <th style="text-align: center;">用語</th> <th style="text-align: center;">定義</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>認証手数料</td> <td>優良木質建材認証業務に要する手数料であり、審査、認証に関する費用を含む。ただし、<u>優良木質建材等認証実施要領(HW-AQ003)(以下「実施要領」という。)第3第7項に規定する品質性能試験及び検査の手数料、認証規程第6条第2項第二号に規定する工場調査に係る調査員が当該工場へ赴く旅費及び認証規程第13条に規定するサーベイランスに関する費用は含んでいない。</u></td> </tr> <tr> <td>新規手数料</td> <td>申請者が新たな認証を取得する場合の認証手数料をいう。</td> </tr> <tr> <td>変更手数料</td> <td>認証の有効期間中に認証内容に関わる変更を申請する場合の認証手数料をいう。</td> </tr> <tr> <td>更新手数料</td> <td>認証の有効期限を迎えたときに、申請者がその有効期限の延長を行おうとする場合の認証手数料をいう。</td> </tr> </tbody> </table> <p>3 新規及び更新手数料</p> <p>認証規程第5条第1項及び第2項の規定による、新規及び更新の申請に係る認証手数料は、原則として別表1による。</p> <p>4 変更手数料</p> <p>認証規程第8条の規定による、内容変更等の申請を行う場合の手数は別表2による。</p>	用語	定義	認証手数料	優良木質建材認証業務に要する手数料であり、審査、認証に関する費用を含む。ただし、 <u>優良木質建材等認証実施要領(HW-AQ003)(以下「実施要領」という。)第3第7項に規定する品質性能試験及び検査の手数料、認証規程第6条第2項第二号に規定する工場調査に係る調査員が当該工場へ赴く旅費及び認証規程第13条に規定するサーベイランスに関する費用は含んでいない。</u>	新規手数料	申請者が新たな認証を取得する場合の認証手数料をいう。	変更手数料	認証の有効期間中に認証内容に関わる変更を申請する場合の認証手数料をいう。	更新手数料	認証の有効期限を迎えたときに、申請者がその有効期限の延長を行おうとする場合の認証手数料をいう。	<p>1 趣旨</p> <p>この規程は、優良木質建材等認証規程(HW-AQ001)(以下「認証規程」という。)第21条の規定に基づき、優良木質建材の認証業務に係る手数料について、必要な事項を定めるものである。</p> <p>2 用語の定義</p> <p>この規程において、表-1の左欄に掲げる用語の定義は、それぞれ同表の右欄に掲げるとおりとする。</p> <p>表-1 用語の定義</p> <table border="1" style="width: 100%;"> <thead> <tr> <th style="text-align: center;">用語</th> <th style="text-align: center;">定義</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>認証手数料</td> <td>優良木質建材認証業務に要する手数料であり、<u>申請受理後の審査、認証及びサーベイランスに関する費用をすべて含む。ただし、認証規程第6条第2項第二号に規定する工場調査に係る調査員が当該工場へ赴く旅費は含んでいない。</u></td> </tr> <tr> <td>新規手数料</td> <td>申請者が新たな認証を取得する場合の認証手数料をいう。</td> </tr> <tr> <td>変更手数料</td> <td>認証の有効期間中に認証内容に関わる変更を申請する場合の認証手数料をいう。</td> </tr> <tr> <td>更新手数料</td> <td>認証の有効期限を迎えたときに、申請者がその有効期限の延長を行おうとする場合の認証手数料をいう。</td> </tr> </tbody> </table> <p>3 新規及び更新手数料</p> <p>認証規程第5条第1項及び第2項の規定による、新規及び更新の申請に係る認証手数料は、原則として別表1による。</p> <p>4 変更手数料</p> <p>認証規程第8条の規定による、内容変更等の申請を行う場合の手数は別表2による。</p>	用語	定義	認証手数料	優良木質建材認証業務に要する手数料であり、 <u>申請受理後の審査、認証及びサーベイランスに関する費用をすべて含む。ただし、認証規程第6条第2項第二号に規定する工場調査に係る調査員が当該工場へ赴く旅費は含んでいない。</u>	新規手数料	申請者が新たな認証を取得する場合の認証手数料をいう。	変更手数料	認証の有効期間中に認証内容に関わる変更を申請する場合の認証手数料をいう。	更新手数料	認証の有効期限を迎えたときに、申請者がその有効期限の延長を行おうとする場合の認証手数料をいう。
用語	定義																				
認証手数料	優良木質建材認証業務に要する手数料であり、審査、認証に関する費用を含む。ただし、 <u>優良木質建材等認証実施要領(HW-AQ003)(以下「実施要領」という。)第3第7項に規定する品質性能試験及び検査の手数料、認証規程第6条第2項第二号に規定する工場調査に係る調査員が当該工場へ赴く旅費及び認証規程第13条に規定するサーベイランスに関する費用は含んでいない。</u>																				
新規手数料	申請者が新たな認証を取得する場合の認証手数料をいう。																				
変更手数料	認証の有効期間中に認証内容に関わる変更を申請する場合の認証手数料をいう。																				
更新手数料	認証の有効期限を迎えたときに、申請者がその有効期限の延長を行おうとする場合の認証手数料をいう。																				
用語	定義																				
認証手数料	優良木質建材認証業務に要する手数料であり、 <u>申請受理後の審査、認証及びサーベイランスに関する費用をすべて含む。ただし、認証規程第6条第2項第二号に規定する工場調査に係る調査員が当該工場へ赴く旅費は含んでいない。</u>																				
新規手数料	申請者が新たな認証を取得する場合の認証手数料をいう。																				
変更手数料	認証の有効期間中に認証内容に関わる変更を申請する場合の認証手数料をいう。																				
更新手数料	認証の有効期限を迎えたときに、申請者がその有効期限の延長を行おうとする場合の認証手数料をいう。																				

5 認証書の再交付料

優良木質建材等認証実施要領(HW-AQ003) (以下「実施要領」という。)の第7に規定する認証書の再交付を行う場合の手数料は、認証書1枚につき 11,000 円(税込)とする。

6 品質性能試験及び検査の手数料の扱い

実施要領第3第7項に規定する品質性能試験及び検査の手数料については、認証手数料とは別に申請者が負担する。手数料は、公益財団法人日本住宅・木材技術センター(以下「センター」という。)、登録試験検査機関(HW-AQ052-1)、又はセンターが認める試験検査機関が定めた額とする。

7 工場調査のために当該工場へ赴く旅費の扱い

認証規程第6条第2項第二号に規定する工場調査に際し、調査員が当該工場へ赴く旅費については、センターの「旅費規程」等により、認証手数料とは別に申請者が負担する。

8 サーベイランスに関する費用の扱い

認証規程第13条に規定するサーベイランスに関する品質性能試験及び検査の手数料については、認証手数料とは別に認証取得者が負担する。

認証規程第13条に規定するサーベイランスにおいて、調査員が工場に赴く旅費については、別に定めるセンターの「旅費規程」等により、認証手数料とは別に認証取得者が負担する。

9 認証対象品目並びに品質性能評価基準の事前申請手数料

認証対象品目リストに定められていない品目に関し、新たに認証対象品目として追加することを企業等が要望する場合、センターは追加の適否の検討及び品質性能評価基準制定のための経費について、要望する企業等に別途見積もりにより請求することができる。

(付則)

- 1 この規程は令和6年2月7日から施行する。
- 2 令和6年2月7日の時点で既に認証の申請を行ったものについて

5 認証書の再交付料

優良木質建材等認証実施要領(HW-AQ003) (以下「実施要領」という。)の第7に規定する認証書の再交付を行う場合の手数料は、認証書1枚につき 11,000 円(税込)とする。

6 工場調査のために当該工場へ赴く旅費の扱い

(1) 認証規程第6条第2項第二号に規定する工場調査に際し、調査員が当該工場へ赴く旅費については、別に定める公益財団法人日本住宅・木材技術センター(以下「センター」という。)の「旅費規程」等により、認証手数料とは別に申請者に支払いを求める。

(2) 認証規程第13条第1項に規定するサーベイランスの品質管理状況調査において、調査員が工場に赴く旅費については、別に定める「旅費規程」等により、認証手数料とは別に認証取得者に支払いを求める。

7 認証対象品目並びに品質性能評価基準の事前申請手数料

認証対象品目リストに定められていない品目に関し、新たに認証対象品目として追加することを企業等が要望する場合、センターは追加の適否の検討及び品質性能評価基準制定のための経費について、要望する企業等に別途見積もりにより請求することができる。

は、旧規程（令和 5年10月24日改正）を適用する。

制定 平成 9年 6月10日 住木技発 9第 75号
 改正 平成14年10月 7日 住木技発14第202号
 改正 平成16年 6月15日 住木技発16第114号
 改正 平成16年11月 1日 住木技発16第227号
 改正 平成17年12月 1日 住木技発17第293号
 改正 平成18年 6月27日 住木技発18第105号
 改正 平成18年11月21日 住木技発18第303号
 改正 平成19年 5月17日 住木技発19第146号
 改正 平成19年 6月11日 住木技発19第176号
 改正 平成21年 5月15日 住木技発21第294号
 改正 平成21年12月14日 住木技発21第537号
 改正 平成24年10月15日 住木認発24第111号
 改正 平成25年 4月16日 住木認発25第 38号
 改正 平成26年 2月28日 住木認発26第 14号
 改正 平成27年 6月 4日 住木認発27第 83号
 改正 平成30年 6月25日 住木認発30第103号
 改正 平成30年 8月23日 住木認発30第133号
 改正 平成30年11月 1日 住木認発30第182号
 改正 令和 元年 8月20日 住木認発第162号
 改正 令和 元年 9月27日 住木認発第191号
 改正 令和 2年12月 1日 住木認発第193号
 改正 令和 4年 6月 6日 住木認発第 64号
 改正 令和 5年 6月16日 住木認発第 80号
 改正 令和 5年10月24日 住木認発第170号
 改正 令和 6年 2月 7日 住木認発第 15号

制定 平成 9年 6月10日 住木技発 9第 75号
 改正 平成14年10月 7日 住木技発14第202号
 改正 平成16年 6月15日 住木技発16第114号
 改正 平成16年11月 1日 住木技発16第227号
 改正 平成17年12月 1日 住木技発17第293号
 改正 平成18年 6月27日 住木技発18第105号
 改正 平成18年11月21日 住木技発18第303号
 改正 平成19年 5月17日 住木技発19第146号
 改正 平成19年 6月11日 住木技発19第176号
 改正 平成21年 5月15日 住木技発21第294号
 改正 平成21年12月14日 住木技発21第537号
 改正 平成24年10月15日 住木認発24第111号
 改正 平成25年 4月16日 住木認発25第 38号
 改正 平成26年 2月28日 住木認発26第 14号
 改正 平成27年 6月 4日 住木認発27第 83号
 改正 平成30年 6月25日 住木認発30第103号
 改正 平成30年 8月23日 住木認発30第133号
 改正 平成30年11月 1日 住木認発30第182号
 改正 令和 元年 8月20日 住木認発第162号
 改正 令和 元年 9月27日 住木認発第191号
 改正 令和 2年12月 1日 住木認発第193号
 改正 令和 4年 6月 6日 住木認発第 64号
 改正 令和 5年 6月16日 住木認発第 80号
 改正 令和 5年10月24日 住木認発第170号

別表1 認証手数料(税込)

新規手数料	396,000 円
更新手数料	341,000 円

1 申請品の製造工程が2工場以上にまたがる場合には、2工場以降1工場につき

別表1 認証手数料(税込)

記号	対象品目名称	仕様	新規手数料	更新手数料
A-1	高耐久性機械プレ	処理委託・加工1	447,480 円	392,480 円
A-2	カット部材	種類		

<p>66,000 円(税込)を加算する。</p> <p>2 同一申請者の同工場から同時期に申請される複数の申請で、製品規格及び製造基準が共通する等審査業務が簡略化できるものについては、2 件目以降の認証手数料は別表1の金額から 110,000 円(税込)を割り引く。</p> <p>3 認証実施要領第4の2(3)の規定により、工場調査を省略する場合においては、認証手数料は別表1の金額から 66,000 円(税込)を割り引く。</p> <p>4 同一申請者から、同時期に申請される複数の申請で工場調査を兼ねられる場合においては2件目以降の認証手数料は別表1の金額から 66,000 円(税込)を割り引く。</p>	A-3	高耐久性機械プレ カット部材-2	上記以外・加工1 種類	385,000 円	330,000 円
		高耐久性機械プレ カット部材-3	処理委託・加工2 種類	502,480 円	447,480 円
			上記以外・加工2 種類	440,000 円	385,000 円
	A-4	乾燥処理機械プレ カット部材	加工1種類	385,000 円	330,000 円
			加工2種類	440,000 円	385,000 円
	B-1	保存処理材			
	B-2	保存処理材-2		436,480 円	381,480 円
	B-3	屋外製品部材			
	B-4	車両用木製防護柵 部材	目視等級区分	436,480 円	381,480 円
			機械等級区分	488,180 円	433,180 円
	B-5	防腐・防蟻処理枠組 壁工法構造用たて 継ぎ材		659,340 円	604,340 円
	C-1	防腐・防蟻処理構造 用集成材			
	C-2	防腐・防蟻処理構造 用集成材-2			
	C-3	防腐・防蟻処理構造 用集成材-3			
	C-4	防腐・防蟻処理構造 用集成材-4		479,710 円	424,710 円
	C-5	防腐・防蟻処理構造 用集成材-5		504,460 円	449,460 円
	D-1	防腐・防蟻処理合板	構造用合板1級	488,180 円	433,180 円
	D-2	等	構造用合板2級	462,330 円	407,330 円
			普通合板1類	440,880 円	385,880 円
			普通合板2類	435,930 円	380,930 円
		構造用単板積層材	516,780 円	461,780 円	
		造作用単板積層材	437,580 円	382,580 円	
E-1	モルタル下地用合板		510,840 円	455,840 円	
E-2	たて継ぎ構造用合板		447,920 円	392,920 円	
F-1	床用3層パネル		423,527 円	368,527 円	
F-2	構造用単板積層板		483,780 円	428,780 円	
F-3	構造用台形ラミナ集 成材		404,580 円	349,580 円	

F-4	床下地用台形ラミナ 集成パネル		430,100 円	375,100 円
G-1	防腐・防蟻処理構造 用パネル		506,660 円	451,660 円
G-2	防腐・防蟻処理接着 成形軸材		434,060 円	379,060 円
G-3	屋外用防腐・防蟻処 理接着成形材		499,510 円	444,510 円
H-1	接着成形造作用芯 材		371,695 円	316,695 円
H-2	型枠用成形板		405,680 円	350,680 円
I-1	樹脂処理保存処理 材		420,200 円	365,200 円
I-2	樹脂処理屋外製品 部材		402,875 円	347,875 円
J-1	表層圧密フローリンプ		373,780 円	318,780 円
K-1	熱処理壁用製材		445,500 円	390,500 円
L-1	防腐・防蟻処理構造 用単板積層材		516,780 円	461,780 円
L-2	防腐・防蟻処理構造 用単板積層材-2			
L-3	防腐・防蟻処理構造 用単板積層材-3			
M-1	収縮抑制処理材	曲げヤング係数の 等級区分を行う仕 様を含まない場合	408,100 円	353,100 円
		曲げヤング係数 の等級区分を行う 仕様を含む場合	481,800 円	426,800 円
N-1	白華抑制塗装木質 建材	屋内用	629,640 円	574,640 円
		屋外用	723,800 円	668,800 円
N-2	耐候性塗装木質建 材	耐候形1種	788,181 円	733,181 円
		耐候形2種	675,480 円	620,480 円
		耐候形3種	546,680 円	491,680 円
O-1	防腐・防蟻処理構造 用合板	構造用合板 1 級	488,180 円	433,180 円
O-2				

O-3	防腐・防蟻処理構造用合板-2 防腐・防蟻処理構造用合板-3	構造用合板 2 級	462,330 円	407,330 円
P-1	防腐・防蟻処理直交集成板	品質性能試験及び検査を実施する試験体厚さが 150mm 未満の場合	484,330 円	429,330 円
		品質性能試験及び検査を実施する試験体厚さが 150mm 以上 174mm 未満の場合	544,280 円	489,280 円
Q-1	難燃処理木質建材		704,000 円	495,000 円
W-1	防腐・防蟻処理木質建材		481,030 円	426,030 円
X-1	足場板		434,500 円	379,500 円
ただし、上記の他、別途見積もりによる場合もある。				
<p>1 申請品の製造工程が 2 工場以上にまたがる場合には、2 工場以降 1 工場につき 66,000 円(税込)を加算する。</p> <p>2 同一申請者の同工場から同時期に申請される複数の申請で、製品規格及び製造基準が共通する等審査業務が簡略化できるものについては、2 件目以降の認証手数料は別表1の金額から 110,000 円(税込)を割り引く。</p> <p>3 認証実施要領第4の2(3)の規定により、工場調査を省略する場合においては、認証手数料は別表1の金額から 66,000 円(税込)を割り引く。</p> <p>4 同一申請者から、同時期に申請される複数の申請で工場調査を兼ねられる場合においては2件目以降の認証手数料は別表1の金額から 66,000 円(税込)を割り引く。</p> <p>5 機械プレカット部材の金物については、2 つ目の金物から 1 金物 11,000 円(税込)を加算する。</p> <p>6 優良木質建材等の品質性能評価基準において防腐・防蟻処理試験が規定されている品目で、薬剤分析成分が4成分となる場合においては、別表1の金額に 135,520 円(税込)を加算する。</p> <p>7 優良木質建材等の品質性能評価基準においてめり込み試験が規定されている品目で、めり込み試験を実施する場合においては、別表1の金額に 18,700(税込)を</p>				

別表2 変更手数料(税込)

NO	種別	対象とするものの事例	手数料
1	名称等の変更	会社名、代表者名、製品名、工場名、代理者名、連絡担当者名、住所表示又はその他これらに類する記載事項の変更	11,000円 (認証書記載事項以外の場合 は無料)
2	製品規格の変更	品質性能が下回らないことが客観的に明白な変更に限る ①寸法・形状、材料等の変更 ②JAS、AQ等規格材の同規格内での変更 ※使用薬剤の変更等上記以外の変更は変更申請の対象外→新規申請	88,000円
3	製造工程、品質管理等の変更	変更前に比べ内容の水準が下回らないことが明白な変更に限る	88,000円
4	用途範囲の拡大又は縮小	使用樹種の追加等 製品仕様の枠組が基本的に変わらない場合に限る	110,000円
5	法人格の変更	認証を受けた会社又は工場に関するもので、生産体制、供給体制が基本的に変わらないもの(倒産に伴う場合等、やむを得ない事情と認められる場合に限る)	220,000円
6	製造工場に関する変更	①工場移転 ②主要製造ラインの変更 ※製造工場の追加は変更申請の対象外→新規申請	220,000円
ただし、上記の他、別途見積りによる場合もある。			

加算する。

別表2 変更手数料(税込)

NO	種別	対象とするものの事例	手数料
1	名称等の変更	会社名、代表者名、製品名、工場名、代理者名、連絡担当者名、住所表示又はその他これらに類する記載事項の変更	11,000円 (認証書記載事項以外の場合 は無料)
2	製品規格の変更	品質性能が下回らないことが客観的に明白な変更に限る ①寸法・形状、材料等の変更 ②JAS、AQ等規格材の同規格内での変更 ※使用薬剤の変更等上記以外の変更は変更申請の対象外→新規申請	88,000円
3	製造工程、品質管理等の変更	変更前に比べ内容の水準が下回らないことが明白な変更に限る	88,000円
4	用途範囲の拡大又は縮小	使用樹種の追加等 製品仕様の枠組が基本的に変わらない場合に限る	110,000円
5	法人格の変更	認証を受けた会社又は工場に関するもので、生産体制、供給体制が基本的に変わらないもの(倒産に伴う場合等、やむを得ない事情と認められる場合に限る)	220,000円
6	製造工場に関する変更	①工場移転 ②主要製造ラインの変更 ※製造工場の追加は変更申請の対象外→新規申請	220,000円
ただし、上記の他、別途見積りによる場合もある。			